佐々木病院身体拘束等の適正化のための指針

１．基本的な考え方

身体拘束は患者の生活の自由を制限するものであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。佐々木病院では患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めています。

（１）身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

　原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

（２）身体拘束等を行う基準

　　やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の３要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

1. 切迫性

　　　　患者本人又は他の患者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

　　②非代替性

　　　　身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

　　③一時性

　　　　身体拘束等が一時的であること。

２．身体拘束等廃止に向けた体制

（１）身体拘束等適正化チームを設置

　　身体拘束の廃止に向けて身体拘束等適正化委員会を設置し、その結果について職員に周知徹底を図る。

（２）やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

　　本人又は他の患者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

　（ア）利用前

　　①　事前の情報で緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は身体拘束等適正化委員会にて協議する。夜間・緊急時は(エ)に準ずる。

　　　②　身体拘束等の内容、時間等について、個別支援計画等に記載し、利用者及び家族に対し現場責任者が説明を行い、「身体拘束・行動制限に関する説明書」にて同意を得る。

　（イ）利用時

　　　　利用中の経過から緊急やむを得ず身体拘束等を必要とする場合は、身体拘束等適正化委員会において実施件数の確認と身体拘束等をやむを得ず実施している場合（解除も含む）については協議検討し、議事録に残す。

　（ウ）身体拘束等の継続と解除

　　①　身体拘束等を行っている間は日々経過観察を行い、「緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・検討記録」を用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

　　②　身体拘束等適正化委員会において協議し、継続か廃止かの検討を行う。

　　　③　身体拘束等継続の場合は、引き続き日々の経過観察を行い、「身体拘束経過記録」に記録する。

　　④　身体拘束等解除の場合は即日、現場責任者より家族に身体拘束等解除について説明し同意を得る。

　（エ）緊急時

　　①　緊急やむを得ず身体拘束等を行うときは、職員同士で協議し緊急やむを得ない理由をケース記録に記録する。その後の事は身体拘束等適正化委員会において協議する。

1. 家族への説明は翌日までに現場責任者が行い、同意を得る。

3．身体拘束等廃止・適正化のための職員教育、研修

　支援に関わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員研修を行う。

①年間研修計画に基づく定期的な教育・研修（年１回以上開催）の実施。

1. 新入職者採用時は、新入職者のための身体拘束等廃止・適正化研修を実施。

参考資料

厚生労働省：「身体拘束ゼロ作戦推進会議」2001

日本看護倫理学会　臨床ガイドライン検討員会：身体拘束予防ガイドライン,2015.